

健生食輸発1209第2号  
令和6年12月9日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(メキシコ産ブルーベリーのフロニカミド、タイ産ニオイタコノキのシペルメトリン  
及びマンゴーのジフェノコナゾール並びに中国産きくらげのクロルフェナピル)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年12月2日付け健生食輸発1202第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、メキシコ産ブルーベリーのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、タイ産ニオイタコノキ及びマンゴー、中国産きくらげについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、メキシコ産ブルーベリーのフロニカミドについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するよう願います。

## 記

### 1. 別表第2への追加

- ・メキシコ産ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のフロニカミド

### 2. 別表第3への追加

- ・メキシコ産ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のフロニカミド  
(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AGRO SOIL HOLDING S DE RL DE CV」であるものに限る。)

### 3. 別表第2から削除

- ・タイ産ニオイタコノキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシペルメトリン
- ・タイ産マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジフェノコナゾール

### 4. 別表第3から削除

- ・タイ産ニオイタコノキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシペルメトリン(製

- 造者、製造所、輸出者又は包装者が「P & F TECHNO CO., LTD.」であるものに限る。）
- 中国産きくらげ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のクロルフェナピル（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FUZHOU JUYE FOODS CO., LTD」であるものに限る。）